

屋根からの落雪・落氷にご注意ください

冬期間、屋根に積もった雪や氷、つららが落下し、歩行者がけがをする事故が毎年発生しています。町民の皆さんのが安心して冬を過ごせるよう、次の点にご協力をお願いします。

建物の所有者・管理者の方へ

- 屋根の雪や氷が道路に落ちるおそれのある建物には、雪止めの設置をお願いします。
- 雪止めがあっても、金具や針金の劣化により外れることがあります。定期的に点検し、早めの修繕を行ってください。
- 気温がマイナス3度からプラス3度前後になると、雪や氷が落ちやすくなります。早めの除雪を心がけ、作業時は周囲の安全確認を徹底してください。
- 屋根から大量の雪が落ちた場合は、事故の有無を確認し、速やかに処理してください。
- 落雪や敷地内の雪を道路に出さないようお願いします。

ビル・店舗の管理者の方へ

- 壁や窓枠、看板などに付着した雪や氷も危険です。少量でも早めに除去してください。

通行する方へ

- 軒下を通る際は、落雪・落氷に十分注意してください。
- 軒下では、子どもを遊ばせないようにしましょう。

一人ひとりの心がけが、冬の
事故防止につながります。
ご理解とご協力をお願いします。

北海道開発局・北海道・北海道警察

八雲税務署からのお知らせ

■確定申告はマイナンバーカードとスマホを使って自宅からe-Tax!

税務署では、来署せずに、自宅等から申告手続が完了する「e-Tax申告」を推進しています。マイナンバーカードとスマホがあれば「e-Tax申告」ができますので、簡単・便利なスマホからの「e-Tax申告」を是非ご利用ください。 詳しくはこちら



■確定申告会場での相談の申込みは、オンライン事前予約が便利です！

確定申告会場で申告相談を希望される方は、国税庁LINE公式アカウントからのオンライン事前予約が便利ですので、是非ご活用ください（会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠には限りがあります）。

なお、譲渡所得・贈与税に関する確定申告会場での申告相談に係るオンライン事前予約は、火曜日は受け付けておりませんので、ご注意ください。

会場開設期間 令和8年2月16日（月）から
令和8年3月16日（月）まで

国税庁
公式LINEアカウント
はこちら →



相談受付時間 平日：午前9時から午後1時まで
確定申告会場 八雲税務署

二海郡八雲町相生町108番地8 八雲地方合同庁舎 2階